

伊豆の国市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金について

1. 要 旨

高齢者、障害のある人等、だれもが安心して旅行を楽しめる観光地域づくりを推進するため、観光施設のバリアフリー化改修の支援を行うことを目的として、対象事業者に補助金を交付する。

市を窓口とした、県からの間接補助事業(市と県の予算措置が必要。)

2. 補助金概要

(1) 補助の対象

観光施設バリアフリー化促進支援事業を行う観光事業者

① 観光施設バリアフリー化促進支援事業

- ・段差の解消や授乳室の設置など、誰もが安心して旅行を楽しめるよう、観光施設のバリアフリー化改修工事を実施する事業。
- ・どのような事業が対象かは、別紙1(補助対象・対象外経費参考表)参照。

② 観光事業者

- ・別紙2(補助金要綱)第2(1)に定義されている、旅行者が毎年一定数訪れ、又は訪れると推定される施設。

③ 対象条件

- ・市が策定し県の承認を受けた観光地バリアフリー化計画に掲載されていること。
- ・この補助金以外の補助金を受けていないこと。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定める建築物移動等円滑化基準に適合する事業。
- ・既存施設の維持補修ではない事業。

(2) 補助の対象経費

観光施設バリアフリー化促進事業の実施に要する経費で以下に該当するもの

- ① 工事費
- ② 設計費
- ③ 工事管理費
- ④ その他市長が必要と認める経費

(3) バリアフリー化促進支援事業の定義とは

別紙1の対象経費表に合致するもので、建築物移動等円滑化基準に適合する事業。(対象とする事業が基準のどの項目に該当するかを明記し、該当する理由を説明すること。)

補助金の対象となるのは、建築物移動等円滑化基準に適合する工事内容のみ。(一部が基準に適合していればすべての工事が対象ということではない。)

(4) 補助率(1事業者当たり)

補助対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。ただし補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(5) 申請書類等

別紙2(補助金交付要綱)を参照

3. 補助金申請の流れ

(1) 補助金実施年度

- ・令和9年度実施予定

(2) スケジュール (資料3 フロー表も参照)

時期	内容
令和8年8月～9月 (なるべく早い時期)	補助事業を活用したい場合、観光課に連絡し説明を受ける。 (希望者に説明を個別に実施)
8月～9月	実施事業の内、バリアフリー化促進支援事業に該当する経費を算出し、以下の書類を観光課に提出する。(9月末締め切り) ・バリアフリー化促進支援事業に該当する経費書類(見積書)
10月	市の来年度予算案に計上。 市が県に来年度の補助事業希望件数、金額を報告。
10月～令和9年 2月	伊豆の国市バリアフリー化計画変更手続き。 事業者資料(改修のどの内容がバリアフリー化に資するかの)の提出にご協力をいただきたい。
令和9年4月	県より補助金の内示通知が届く。市から事業者へ申請開始を通知。
令和9年4月～5月	市に補助金申請書類を提出。 (事業者からの申請を取りまとめ一括で県に提出予定)
令和9年8月～ (交付決定後)	市より交付決定通知を送付後、事業の実施が可能。(その前の実施は無効) 事業実施後に実績報告書類を提出する。

(3) 申請条件

- ・バリアフリー化促進支援事業に該当する部分が1000万以上の工事(補助金額500万円満額を受け取れること。)
- ・確実に令和9年度に実施が可能であることを保証できること。
(親会社の同意を得ていること、銀行に相談し同意を得ていることなど。)
- ・申請期限(令和9年5月中目途)までに確実に申請を行えること。
- ・事業の実施が交付決定後(令和9年8月以降目途)になることに同意すること。

(4) 受付枠

- ・受付枠は5枠とする。
- ・受付は、(3)の申請条件を満たしている適切な見積書が提出されたタイミングとする。

(5) 注意事項

- ・令和10年度も同様の補助金を実施する予定。
- ・県の予算額を超過した場合、補助金の補助割合の変更や採択されない可能性がある。

4 備考

- ・建築物移動等円滑化基準について、以下の資料等を参考とすること。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>

伊豆の国市観光課 担当：鈴木
TEL：055-948-1480 / FAX：055-948-2926
MAIL：kankou@city.izunokuni.shizuoka.jp

観光地域高付加価値化整備事業費補助金について

1. 要 旨

付加価値の高い滞在環境を実現し、滞在の長期化や消費の増加、地域観光産業の活性化・基幹産業化を図るため市や観光関係団体等と一体となり地域の高付加価値化につながる施設整備や施設改修を行う事業者に対し補助金を交付する。

2. 補助金概要

(1) 補助の対象

① インバウンド向け施設改修事業

- ・ 宿泊施設 「和洋室化」「部屋付き露天風呂の設置」「客室面積の増加」のいずれかを伴う改修
- ・ 観光施設 観光地の消費拡大、裨益効果の創出につながる改修
(インバウンド向けに新サービス、新商品の販売を伴うものに限る)

② リノベーション事業

- ・ 遊休建物の活用や用途変更等により宿泊施設や観光施設の稼ぐ力の向上を図る事業
- ・ 観光客の誘致を目的とした跡地利用のための廃屋撤去
(不動産登記されている建築物等に限る)

(2) 補助率 (協調補助)

1/2 (県 1/3、市 1/6)

・ 補助上限 (1 施設あたり)

宿泊施設	3,300 万円 (県補助額)
観光施設	600 万円 (県補助額)
廃屋撤去	600 万円 (県補助額)

・ 補助下限 (1 施設あたり) 200 万円 (県補助額)

3. 備考

- ・ 事業を行う場合、観光地高付加価値化整備計画の策定が必要になるため、令和 8 年度の実施は不可。
- ・ 計画策定には、4 事業者以上が必要となる。
- ・ 詳細は、市 HP を確認の上、観光課に問い合わせる。